





階ではこういうようなところで完全に全部そろつてはいないと思います。私どもこれから至急調査いたしたい——これからといいますとはなはだ恐縮でござりますが、課税年度は四月一日以後開始する事業年度でございますので、まだ時間は相当ある、かように考えております。しばらく研究の余裕を与えていただければ幸いだと考えております。

○滝井委員 御存じのように、この税法は国会をすでに通つておるわけで、従つてこの課税をされるかどうかということは、医療保健事業にとって以後の經營方針その他も違つてくるわけです。たとえば今まで無税であった労災協会というものが今度は課税されるのだという形になれば、労災協会の運営の仕方は根本的に違つてくるのです。ところが、今あなたのおっしゃるように、一応大蔵大臣の指定するもの、こうなつておりますけれども、これは民法三十四条の規定によりますと、民法三十四条の公益法人の関係は「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益三閥スル社団又ハ財团ニシテ當利ヲ目的トセサルモノハ主務官厅ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」、こうなつておるんです。その中から特にあなたの方から出でる政令案はどう研究じゃない。厚生省関係で結核予防会といふものが主體になつておるから、

定款で学術の研究ということをうたつておらなければダメです。そこがまづ一つの大きなポイントになつてくるわけです。そりしますと、労災協会といふものは学術の研究を目的としている。従つてまずここに労災協会といふものが課税の対象になるということを私は今例としてあげたわけです。ところがそればかりじゃなくして、今度は、

これはあとでまた触れていきますが、これは厚生省にも及んでくる。きよ

うは保険局長が来ていませんが、厚生省で同じような団体がある。それはど

ういう団体かといふと、厚生年金の病院です。厚生年金の病院はこれは厚生

團といふものがやつておる。これはや

り財団法人です。そうしますと、今度労働省だけはうまくことやりまし

て、労災病院だけを非課税の対象になつておる労働福祉事業団法案といふものに切

りかえてしまつた。ところがバスに乗

りおくれた厚生省の厚生團は依然としてそのままであります。一つの官庁において

勞働省だけは同じ労働者の施設を体よ

く切りかえていくけれども、バスに乗

りおくれた厚生省としては依然として

厚生團で、しかもこれは課税の対象になつておる。こういうことになると、

病院の経営といふものは各種ばらばらになつてしまつ。そればかりではなく

研究をするのではない。予防が中心で

法第三十四条の規定により設立した法人の行うものに準ずるものとして大蔵大臣の指定するその他の法人の行うもの

人で学術の研究を目的とするもの、その学術の研究に付随して行うもの、並

びにその他の法人の行うものでこれら

の法人の行うものに準ずるものとして大蔵大臣の指定するものを除く。この規定に入りますもの

は、民法三十四条の法人だけだと私は

どうも考えておりません。その上に列挙しておりますと、この日本の日本赤十字社、あるいは職域的な国家公務員共済病院、これなんかもはずしてござ

ります。たゞ健康保険の病院につきましては、厚生年金病院でございまして、

こういう社会福祉事業団と同様に非課税でござりますので、これは大蔵大臣の指定によりまして書かなくて非課

稅でござります、厚生團、厚生年金病院、船員保険病院、結核予防会これ

らは各方面から私どものところに資料が集まつておりますので、なお検討いたしまして、社会福祉法人あるいは赤

十字社、あるいは職域的な国家公務員共済病院、これなんかもはずしてござ

りますが、これらに準ずるものとして、医療保健事業が営まれております

ところの公益性のある収益事業につきましては、大蔵大臣の指定によりまし

て、実情に即するがことくはざれるよ

うな方向を考えていきたい、かよう

に、これがわざりませんが、とにかく現

在の労災協会といふものが課税の対象になるかならぬかということは、われ

われが今後法案を審議する上において、これは他のものとも関連をしてお

りますので、重要な関係を持つのです。従つて速急に、この委員会をこの

法案が上るまでにそういうところのもの

を一つお示しを願いたいと思うのですが、そりますからその資料も要求し

ます。それで私どもは、一つの基準によりまして、大蔵大臣の指定によりまし

て、先ほど御指摘のありましたようないふなことを拾えるかどうか、今後急いで検

討して参りたい。おっしゃる通り四月一日以後開始する事業年度でございま

すけれども、なるだけ早目にしたいと考えております。厚生團それから船員

病院もその通りなんです。これはいすれ志場さんがおいでになれば、どうせある程度具体的に把握され

ます。それで私どもは、そういうことをまず第一にお

願いしておきます。

次に、法人税法をぐらんになつてお

ただきたいと思いますが、四条と五条の関係なんです。法人税法の四条の法

人の中で、今あなたの御説明になつた

ように、国民健康保険組合及び同連合会並びに健康保険組合及び同連合会と

いうものは、税を課さないことになつております。ところが、今度五条をござ

らになりますと、五条においては国民健康保険組合、健康保険組合と同じ

の国家公務員あるいは地方公務員のこ

ういう団体、それから同時に五条の

公務員共済組合及び連合会、市町村職員

には、収益事業に限つて税金を課すこ

とになつております。一体同じ性格の国家公

務員共済組合や、市町村職員共済組合

に、片一方は収益事業についてかけな

ければならぬかということです。私こ

れがわからないのです。

○塙崎説明員 御指摘の四条法人と五条法人の区別の問題でござりますが、健康保険、それから国民健康保険は四条法人であり、これに対し、市町村共済組合それから国家公務員共済組合が五条法人であるのはなぜかといふ御質問だらうと思います。私どもも沿革的に、これをりますときから議論いたしておりますまして、今度の改正でも、実態はそう變らないから、むしろ四条の健康保険あるいは国民健康保険を五条法人に持つていくべきではなかろうかと、いうことで、厚生省の方にもお話し申し上げたわけでございますが、厚生省の御主張では、健康保険組合あるいは国民健康保険組合といふものは、やはり国家公務員共済組合その他の共済組合と法的にも全く違う、収益事業といふものはないのだという御説明がございましても、しかも課税いたしまして所得といふものは非常に零細でござりますので、しいてこの際五条法人に持つていかなくていいというような整理届から今回見送ったわけでござります。実態も少し違うのではないかとうことがむしろ厚生省の方から御主張がございまして、私どもといたしましては、バランスの上から五条の方でなからうかという御意見も申し上げたのでございますが、沿革的に二十五年からそういう扱いになつておりますので、今までのところ四条と五条と区別しておるわけでござります。

合の方があつたが、これが改定の他のものと非常に範囲が広いです。しかし健康保険法の改正をやれば、それが組合管掌のものにもあつて、同時に今度地方公務員、國家公務員の共済組員の共済組合にも及んで、現実に国會で審議されておることは、われわれまことにありに見ることができる。これら二つのもの、健保連、国保連あるいは國家公務員、地方公務員の共済組合は不可分のものとして今まで論議されてきてある。いわゆる沿革は違らかもしないが性格はきわめて似ておる。ところが片一方の事業は初めから堂々と四条で非課税になるが、片一方は収益事業だということで課税される。ところが今度の政令では、医療保健事業を収益事業に入れたために、法律では税をかけるということにしておきながら、今度政令ではどういうことになつたかといふと、國家公務員共済組合と同連合会あるいは市町村職員共済組合、同連合会といふものは抜けちやつた。すなわち國会の意思、立法者の意思といふものは、これは四条ではなくて五条ということをきめておきながら、今度執行機関が國会の意思を無視して——と言ひ得ると思う。今度勝手に収益事業からどける形をとつておるのです。立法上からいふと矛盾をしておるのです。片一方は、國家公務員共済組合や地方公務員共済組合のやうな収益事業は税金をかけるのだと法律は書いておる。ところが一方いつの間にかこれなつておる。それならば初めからこれ——政令といふものは國会がやるものではない。政令でいつの間にかこれは税金をかけません、こういうことにわれわれの知らぬうちに政令なるものなつておる。それならば初めからこれ

を入れるべきだと私は思う。そういう点からぬのに、四条の非課税の団体として主張しなかったかということです。

○塙崎説明員 三十号の医療保健業の課税の趣旨は先ほど御説明したつもりましたのは約二十八ございまして、その中の一番大きなものは物品販売業でございます。国家公務員の共済組合におきましても物資は相当扱っておりますし、主としてそこからの収益事業について課税してきたわけでございます。今回医療保健業を課税することにしたゆえんは、先ほども申し上げました通り個人類似あるいは医療法人類似の公益法人が相当ござりますので、それとのバランスでやる。それとのバランスから見て課税するのは適当ではないとしますので、医療保健業につきましてはそういうものははずそり。これは法律の委任の範囲内で収益事業の範囲は政令で定める、こういうことになつておりますので、医療保健業につきましてはそういうものは収益事業と見ないのだと、こういう規定を入れたつもりでござります。健康保険組合の方はむしろ医療保健業の方が大部分と聞いておりまます。ところが国家公務員共済組合の方は医療保健業のみならず各種の事業もござりますので、四条、五条としてもさして不都合はない、こういう気持を私どもは持っております。ただ五条の国家公務員共済組合はなぜ四条にしなかつたか、この説が出るわけでございますが、私どもは四条法人は、――

健康保険組合と国民健康保険組合は、ちよっと例外的な感じがいたします。けれども、大体四条法人は全額政府出資の法人あるいは残余財産が全部国に帰属するような法人でございます。五条の方はそういう法人ではございません。公益法人ではございますけれども、その収支というのは国とは全く別だ、こういう法人を列举したつもりでございます。そういうところから二つの線を区別しておるつもりでございます。

○鷲井委員 ところが今度は労働福祉事業団体というものが四条の法人に加えられてきた。これは全額国が出さないの公団体、こうお考えになつていただいていいと思います。言うなれば税金からその出資がされるもの、こういう趣旨で現在のところ、たとえば市が市電あるいは水道事業をやっております。これも収益事業の一種でございますけれども、市町村に対しましては国から交付税をやり、また市町村自体税金でまかなわれておりますので、これに課税すること自体——イギリスは課税しておるような実例もございますけれども、わが国ではそういうことをしなくともいいではないかといふところで法人税はかけない、こういうことをいたしておる次第でございます。

○鷲井委員 とにかく四条、五条との関係、それから今回大蔵省で出したこの政令との関係には、今のあなたの御答弁なり私の質疑を通じて幾分論理の

一貫しない点があることは大体私にはつきりしたと思うのです。収益事業といふもののは五条では税金をかけるということになつておるが、しかしこれは一部を除いて、そこでも少し回りくどくなりましたから今度は具体的なことに入つていきたいと思います。医療保健事業といふもので大蔵大臣の指定するもの、この大蔵大臣の指定をする基準といふものを、さいせんちょっと個人的色彩のないもの、公益性の強いもの、こういふ線をお引きになつたようござりますが、そういう二つの線で全部やつてかかるのですか。その基準はまだきまっていないことはないと思う。大体かかるのですか。その基準はまだきまつておるだらうと思うのですが、その基準はどういうところに置いておられるのか。

益法人の設立の趣旨が財産保全的でないもの、これだけ今のところ考えております。これだけで救えるかどうか、人になるかということを指定して参りたい、かように考えております。

○滝井委員 日本赤十字社をあなた方が一番先にあげておられるから、これを一つ論議の対象にしてみたいと思うのですが。日本赤十字社といふものは実態を作りましたが、具体的にどういう団体が非課税法人になるかということを指定して参りたい、かのように考えております。

○塙崎説明員 日本赤十字社をあなた方を国税庁は一体どう見ているかといふ御存じだと思うのです。医療保健事業は全国的にやっています。この実態を国税庁は一体どう見ているかといふ御存じだと思うのです。日本赤十字社の病院の経営状況の実態は公益性が非常に強いと見ていいのかどうか、どういう実態にごらんになつておりますか。

○塙崎説明員 この点につきましては私ども各方面から意見を聞きまして、赤十字社と社会福祉法人とどちらが公益性が強いか、議論をいたしました。社会福祉法人の特殊性といったまゝで、無料低廉なる医療の報酬ということが一つの基準になつております。それから見まして、赤十字社と社会福祉法人とどちらが公益性が強いかといふことを議論いたしました。しかしながら本赤十字社は個人的色彩というものが認められないのじやないか、それは保険法人とどつちが公益性が強いかといふことを考へました。これが普通の医療を行う法人とのバランス上課税する必要があるかどうか、私どもの常識から見まして課税するに適当ではないのではないか、公益

性は相当強いものだ。こういろいろ考え方から赤十字社を除外したような次第でござります。

○塙崎説明員 その公益性がなかなか問題になるのですが、日本赤十字社が普通の私的な医療機関よりか非常に高い料金を取っている、こういうことになるとこれは少くとも人道博愛をスローガンに掲げておる赤十字社としては問題だと思います。私的な医療機関より高い。しかも赤十字社の本来の目的からいえば、やはりこれは博愛なんですから金持ばかりが入るべきじゃないと思う。やはり貧しい人がどんどんそこに入つていくべきだと思う。今ここに議題になつておる労災病院なんかをやることは同じような趣旨で労働者のためにできてるものです。そらしますと病院経営の実態といふものをまずうんと分析してみる必要があると思うのです。そこであなたの公益性を私は少しためしていかなければならぬことになつたわけです。赤十字社の状態を見ておられますと、これは健康保険の患者はほとんど入れない。政府は国民皆保険を考えておりますが、健康保険の患者がほんんど入れないような、入院患者のほとんど大部が差額徴収を持っていて、かなければだめかかるいは自由診療でなければ入れないというような病院は、これは現在の日本においてはそちらの私的な医療機関よりも公益性はないと私は断定していいと思う。あなた方もそういう意見だらうと思うのです。が、ますそちらお尋ねしていただきたいのです。

先ほど申し上げましたように、赤十字社の私どもの長年の評価、これから見て赤十字社はやはり公益性が強いだろうという考え方をとったわけでござります。ただその運営につきまして、これは赤十字社法がございまして所管官庁が監督しておるわけでございますので、その設立の趣旨から見て私は監督官厅の適当な監督さえござりますれば、公益性は相当高められるものだと、かように考えております。世の中の人の常識から見まして赤十字社に課税するということが通るか通らないか、私は疑問だと思いますので、私どもはこの赤十字社をはずした方がいい、こういう結論に達したわけでござります。

題点が出てくると思う。それは日本赤十字社中央病院入院案内に出てるのであります。この前もここで披露したのですが、きょうは特に税金の関係で問題があるので、から言つておるのでですが、特別室A一人一日の入院料二千二百円、冬期一日暖房料百円、これだけとのことです。それが分れているのがどういう工合に分れておるか。特別室がAとBに分かれている。さらにその次に特一等というのがある。それから甲一等があります。それから乙一等があります。それから特二等がある。それから甲二等があります。乙二等があります。そして三等があるのです。国家公務員の等級を七等級にすることを社会党は反対しました。ところが、人道と博愛をもつて鳴つて、税金をかけない、公益性の強い病院なんですよ。国家公務員の等級よりも多い九つの等級を持つていて。しかも冬期一日の暖房料が五十円ですから、五百二十円とられる。一体健康保険で五百二十円で入れるか——入れない。健康保険は一日の入院料といふのは幾らかといふと、まず食事を食わして二十七点です。それから寝具を貸して三点です。家具がついて四点、まず最高で多分三十四点だと思うのです。三十四点だとしますと、健康保険で四百二十五円です。健康保険で三等にも入らないのです。こういう病院の実態が公益性だということで非課税の対象になるという、こういふところからいわれるやみの金がたまつて、これはそれでないのです。こういふ病院の実態が下がいくことになる。だからこういふものは日本赤十字がほんとうにわ

われわれの常識通りの公益性のあるもの、他のを考えてみると非常に公益性がある。しかし病院経営の実態というものを見ると、非常にこれは問題が出てくる。しかも大学を卒業して二十年で三万四百八十四円しかもらっていない。こういうことで、そこに使っている人間を搾取をする。博愛と人道をもつて鳴つてきている赤十字が、患者を搾取をして、弱い者は入れられぬ。入るのはみなブルジョア階級ではありませんか。これが厚生省のいわゆる所管下にある公的な医療機関の代表的なものであり、しかも保健医療事業として課税をされてないトップに上るものだということなんです。これでもあなたの常識論では、収益事業には入らぬ無税のものだ。日本の公的医療機関のチャンピオンだ、こういうことになつてしまふ。この実態といふものは、どうも私たちには納得ができない。この前私はこれをやはり健康保険のとき出した。おそらく厚生省である程度メスを入れて、その後變つておるかもしませんよ。私のこの資料といふものは、今から一年半くらい前の二十四国会のときの健康保険で使つた資料です。しかしこれはやはり関係があります。厚生年金病院にも関係がある、労災病院にも関係がある。私は公的医療機関の典型的なものを一つ出してきた。それがたまたま赤十字病院であつたことについては、赤十字に非常にお氣の毒でもあるし、済まないと思つております。しかし私たちやはり政治を淨化してよ

くしていくためには、こういう点を問  
題にしなければならぬと思うのです  
ね。そこであなた方は、少くとも公益  
事業のトップに日本赤十字社をあげら  
れたからには、あげられただけの理論

ますとか、あるいは當時健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減その他社会奉仕のために必要な事業、そういうたゞうな仕事をやっておるわけでございす。

**[委員長退席、龜山委員長代理着席]**

あなた方がどうようと三十四条の公益性のある医療機関よりも、こういう状態ならば見下された状態です。普通の医療機関はこういうものはないですよ。これだけの九等級に分けて保証金を三万円も取るところはありません。これをあなた方はどう考えるのか。こういう実態を私が質問して以来、どういふうに赤十字は直されておるか、直されておるならその実態を御説明願いたいし、その実態を今説明できなければ午後でよろしくございます。

○大橋(武)委員長代理 それでは御答弁は午後にしたいということですか  
ら、午後一時半まで休憩いたしました。

○藤本委員長 午後二時四分開議  
休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○滝井委員 昔鼠小僧という盜賊がお省の政令におきましては非課税にされたもの、こういうふうに考えております。

○ 萩井委員 昔鼠小僧という盜賊がお各省の政令におきましては非課税にされたもの、こういうふうに考えております。

休憩前の質疑を続行いたします。安  
田社会局長。

○安田(誠)政府委員 午前中に日本赤十字社の行なつております医療施設につきまして、これを非課税にするだけの公益性がないではないかといふうな御質問のように承わつたのでございまが、日本赤十字社は、御承知のように日本赤十字社法に基く特別法人でございまして、赤十字に関する諸条約に基く業務でありますとか、あるいは災害救護、伝染病流行時の救護であり

てきました。これは社会党の修正で、いわゆる五等級のところが五、六の一につきに分断されて、八等級になつた。これは九等級になつておる。ところが三等は一室の収容人員が八人ないし十六人だけれども、この三等の一日の入院料は四百七十円です。しかもそれが冬期料におきましては暖房費を五十円とられるから五百二十円になる。五百二十円というと健康保険では入れない、差額徴収です。そうすると健康保険で入れないものといふのは、明らかに収益事業です。個人の病院だってこういう形のものはほとんどない。しかも健康保険といふものはここでは——行つて調べてごらんなさい。健康保険の入院の施設がどのくらいあるか、りょうりようらたるものですよ。だからそういう一方でふんだんにもうけて、一方で軽費低廉なものをやつておれば公益事業だといふのであれば、全部の私的医療機関はそろやりますよ。今までだつて生活保護の患者をやつてきておつたのだから、今のような形で——生活保護の患者は金がとれません。それなくとも生活保護やなんかはまつ先に扱わなければならぬ。ところがその施設やなんかを生活保護に百パーセント開放しておるかといふと、していないのです。じや、局長さん、今大体ベッドが幾らあるかということにつきましては、資料

答へいたしたいと思います。  
今滝井委員のお話も、入院料の問題を主たる問題としておあげになつたようありますて、確かにこゝもつともな点があると思います。ただ鼠小僧のお話をこれとちよど同じになるかどうかといふことにつきましてはいろいろ問題があるかと思いますけれども、公益性をどこに求めるかということだと思うのであります。そこで、たとえば社会福祉法人で行う医療事業のほかに、公益性というものは低額、無料でやることが公益性であるといふような考え方もございましよう。それからまた今度の大蔵省の政令にありますように、学術の研究を行うものとか、あるいは学術の研究を行ふに付隨して行う——といふことはおそらく日赤の場合は救護員の養成とか病院經營ではないかと思うのであります。そういうものもまたそこに公益性が認められる。日赤の公益性といふものは先ほど申し上げましたように日赤の法律に書いてありますようにいろいろあるわけでございますが、その中で特に病院の經營等に関係がありますものはこれは赤十字に関する諸条約に基いて業務に従事するといふようなこともありますし、それから災害救護といふことは非常に大きな仕事でございます。もう一つは救護員の常時確保であるとか、救護員の養成といふことも大きな目的であります。そういう大きな目的であります。それによつて随する病院經營を認めて、そこには望ましいことではございませんので、後日調べてお

んから、今後一つそういう点につきま

しては相談いたしたいと思います。

○滝井委員 いろいろ御答弁があり

ましたけれども、今私が論議の対象に

しておるものは、今度医療保健事業と

いうものが収益事業に入ってきたわけ

です。そして特に公益法人で医療を

やっているものは収益事業と認める、

こういうことになつているわけです。

その中の除外例として民法の三十四条

の学術研究を目的とするものを除かれ

た。そのほかは大蔵大臣の指定するも

のである。指定する基準といふのは

今大ざっぱな御説明をいたしました

た。ところがそろい指定基準やなん

かとは関係なく、無条件に日本赤十字

社といふものが入つてきておる。ほか

のものはみんな、いろいろ問題がある

ので、まだ大蔵省の選択に待たなければ

ならぬ。ところが日本赤十字社と社

会福祉法人と学校法人、国家公務員共

済組合及び同連合会、それから市町村

職員共済組合及び同連合会並びに私立

学校の教職員共済組合の行うもの、こ

れらのものは民法三十四条とともに一

応無条件に入つてきた。そうします

と、まず一番先に収益事業でないとし

てあげた日本赤十字社の病院——それ

はいろいろな仕事をやつしているものを

総合してみればそろともしません

が、一応私たちは病院といふものに

限つて論議をしてみる必要がある。そ

の場合は日本赤十字社の果した役割につい

ては私はよくわかる。それならば日本赤十字社は病院でもうけてその金をつぎ込むということではなくして、病院と

いうものはやはり無料で救濟事業に当るような形をとるべきだと思うのです。それがなぜそれいかということ

なんです。ところが、そつちの方は

ほつたらかしておいて、いい方の面だけを大きくクローズ・アップせしめ

てははなはだよくありません。しかし問

題をはつきり浮き彫りするためには、

こういうことから私は鼠小僧と同じだ

なんです。ところが、たとえあなたが

はなはだよくありません。しかし問題

をはつきり浮き彫りするためには、

あなたの答弁からふつと私の頭にそら

うものが浮んだので言つただけで

私は決して日本赤十字社を鼠小僧

とは思つておりません。これは明らか

にしておきます。

しかし昭和三十年の九月に健康保険

の点数改訂が行われました。そのとき

にどういうことが行われたかといふ

ことです。健康保険の二点の加算が

削除された。このときに一体赤十字社

はどういう処置をとつたかといふこと

のために、今度はその穴を埋めるため

に、初診料五十円であったのを百円

に上げた。一体この百円はだれに転嫁

はいろいろな仕事をやつしているものを

総合してみればそろともしません

が、一応私たちは病院といふものに

限つて論議をしてみる必要がある。そ

の場合は日本赤十字社の果した役割につい

ては将来ではない。税制では過去の実績

ら五千円しか払われていない。それから二十年たつたものでも三万四百八十円、それで税を引くと手取りは二万七千円だということを聞いた。同時に、

これは次官もいらつしゃる。ところ

が、こういうことが今度だんだん労

災にも関係してくるのです。労災病院

の実態は一体どうだといふ形になつ

てくることになるのですが、労災病院

はまさかそういうことはないだろうと

私は思ひます。しかも今申しました

ように入院料については十日分程度を

日途に保証金といふものを払わなければ

はならぬ。こういうことは普通の開業

医もやつております。しかし申しました

が行われたから全國の開業医が一般

患者の初診料を倍にするとか、注射

料、こうやく料を倍にするなんといふ

ことはやりませんよ。普通は、ところ

が赤字はそれをやつているのです。そ

れでもこれは公的医療機関のトップに

位するものかどうかといふことを私は

疑う。しかもこここの幹部といふもの

は、厚生省の、あなたの先輩が行かれ

ておるということです。そういうよう

に、役人が天下りしたところならば、

大蔵省も黙つて公益事業のトップに

持つていくのかどうかといふことを民

間事業は疑いますよ。そういうことに

なると。しかもそれが公益医療事業の

一番先の除外例にあがつてくる。それ

は私はほかのものも調べたらあると思

べた。しかもその中で健保は百ぐまです。そのため、名前をつかまるのに一番便宜なために、最初にあげたのだと私は思つておりますけれども、ここでたとえば学校法人の行うものとか、あるいは学術の研究を行ふものとかいうのがござりますが、その学校法人でありますと、学校は教育を目的としておられます。たとえば学校法人の行うものとか、あらねど私申しましたが、これがどうい

うことで大蔵省は許すならば——私はあなたの基準を聞きます。基準を聞いて、これはどうい

うことになるかということです。問題

は将来ではない。税制では過去の実績

れば、公布の日からそういう形態がとられることになるのです。そうすると厚生省の所管にあるこの厚生団、厚生年金病院ですが、これは一体どういうことにするおつもりなのか。この厚生団の実態も、だんだん調べていくと、年金関係だけでなく一般の診療をどんどんやつていらっしゃる。そろしそうと、これはへまをしておるとまた赤十字社みたいな状態が出てくる可能性もある。そうするところは課税の対象になります。あなたの方は、厚生団も労働省と同じように右へならえてこういうものを作る御方針なのか。どうする御方針ですか。

○安田(慶)政府委員 労働省のように一つの特別法人を作るかどうかといふことにつきましては、厚生省ではまだきまつておりません。ただ現在は民法の三十四条の公益法人になつていてるわけでありますので、その表現といつしましては、今回の政令の最後にありますところの、「これらの法人の行うものに準ずるものとして大臣の指定するその他の法人」というところに、私どもは入るものだと解釈いたしております。

○鷲井委員 厚生省は入るものだと、こう解釈しておるらしいが、まだ大蔵省はそういうことはきまつていなし。基準が出ていない。大蔵省が調べている名簿から見ると、あなたのの方の厚生団は、課税の対象となる可能性の中に入っている。

○安田(慶)政府委員 ここに塩崎課長がおられますけれども、ぜひこれは一つ非課税にしてもらいたいのでありますし、その点は労災関係と実態において私は同じだと思っております。

○滝井委員 だから、実態は同じだと  
思うけれども、しかば公益性の強いものとしてのワクの中に入るかどうかといふことなんです。そうしますと、今  
の赤十字と同じことが、今度は厚生年金病院についてもい  
るのです。厚生年金病院も、入院  
については同じような状態であります  
が、その実態は……。こうなると保  
険局長に来てもらわなければいかぬかと  
ね。入院は、これはいわゆる三等だけ  
じゃないはずです。必ず差額徴収がさ  
れているはずです。それはどうしてか  
というと、厚生年金だけでは病院の經  
営はできぬはずです。従つて開放し  
て、健康保険も見れば一般患者も見て  
いるはずだと思います。いずれ労災の  
方にもだんだん移つていきますが、  
まず厚生省に先に問題を移行せしめ  
て……。これは敷衍的に言えば同じで  
すからね。一蓮託生ですよ。だから、  
ことによつたらこの法案を基礎にし  
て、私は労災病院も見させてもららし  
厚生省の方も見させてもららし、赤十  
字も見させてもらつていいと思う。あ  
なたの方は実態を御説明できない状態で  
すから……。ちょっと保険局長を呼ん  
でくれないかね。一番よく病院の実態  
のわかる人でなければダメですよ。問  
題は、病院がこのケースにはまるかは  
まらないかということは、そこの病院  
の公益性の問題になつてくる。

の労災病院があるわけなんですね。ところが労災協会では、非常に労災病院の数も多くなつたので、これはもう手が回りかねる、こういうことに提案理由はなつてあるわけですね。そうしますと、まず今と関連をして——これは私は質問の内容をこの前申し上げたから、労働省の方はおわかりになつているはずだと思いますが、現在労災病院に入院をしたり通院をしている患者の内訳は、一体どうしようになつてゐるのか、これをまず一つ御説明下さい。

○三治説明員 御説明申し上げます。入院の患者数で申し上げますが、三十一年の四月からことしの一月までの実績で数字を申し上げますと、労災保険が五五・七%、健康保険が三六・八%その他が七・五%といふふうになつております。

○龍井委員 そうすると全国二十四の病院の中で、労災が五五・七%、すなわち約半数程度は労災で入院をしているわけです。残りの半分は健康保険かその他の生活保護あるいは自由診療、こうなつていてるわけですね。この入院の金の取り合合、これは一体どういうことになつていてるのか。たとえば健康保険で、完全看護、完全給食で入院するすれば三十四点そこそこ、あるいは三十五点、こりいうようなことになる。それで入院は飯を食わせて二十七点ですが、そのほか看護とか寝具とかいうものがつくと三十四点になるのです。そうしますと、これの收支の状態がおそらくわかっているはずだと思ひますけれども、そのほか看護とか寝具とかいうものがつくと三十四点になるのです。は、これはお金の支払いの状態は一体どうなつておりますか。健康保険の金

額でいつているのか、それを上回つているのか。

○三治説明員 収入の割合でござりますが、これは大体健康保険の単価によっておりますけれども、労災の関係では健康保険の単価によりにくい診療報酬部門も相当ありますので、全部が全部そういうふうにはなっておりませんが、大体入院でうちの方でいきますと、六百三十円くらいになつております。外来が百三十円くらいです。

○滝井委員 いや、六百三十円といふのは、結局一日それは投薬、注射全般かけて六百三十円という意味じゃなくて、入院料だけが六百三十円という意味でしょ。

○三治説明員 完全看護、完全給食でそういうふうになつております。労災病院の方は寝具から何から一切労災病院持ちでございまして、患者個人が負担するものは全然ございません。

○滝井委員 そうしますと、それも健保よりか高いですね。

○三治説明員 先生のおつしやつている点数よりか計算するといふと現実には高くなつております。

○滝井委員 それはどうして高くなるのですか。健康保険の患者でそれ以上以上のものを取ることは、差額徴収で認められてない。これは今言つたように労災の五五・七%については、どういう治療方式をとらうと、これは事業主負担で労災の会計から出していくんだから問題はない。問題があるのは、今言つた三六・八%の健康保険関係と七・五%のものなんです。問題はここなんですね。公益性があるかないかといふことは、健康保険よりか軽費の診療報酬をしておれば、これらの病院といふものが、大体入院でうちの方でいきますと、六百三十円くらいになつております。

のは私は公的医療機関としての資格  
りと認めます。しかしながらそれよ  
か高く取つておつて公的医療機関と  
うなら、個人の私的医療機関が高  
取つたらどういうことになるか。  
定取り消しです。いずれあとで、保  
局長が来たら聞きますが、指定取り消  
し。指定取り消しばかりではなくして  
これはそういうことを許すことができ  
ない。ところが公的医療機関と銘  
打つて、そして無税ですよ。今まででは  
税金がかからないのです。私的医療  
機関は税金がかかるんですよ。かか  
て健康保険のワクの中でやらなければ  
ならないという規定がある。ところが  
公的医療機関と銘を打つて税金のかか  
らないものが一番最高で、健康保険  
入院して取つているのが多分三十七点  
じゃないかと思いますが、ここらあ  
り自信がありませんが、三十七点と  
うと五百二十五円五十銭、ところが  
それを六百三十円取るということにな  
れば、ここでも普通の健康保険以上の  
ものを取つておるというのが口  
本の現状です。しかもそれらのものは  
大蔵省によつて無税の烙印を押されて  
いる。こういう実態といふものは、私  
たちは社会正義のためにもやはり是正  
しなければならぬ。これは結局あるい  
は原因が大蔵省で予算を削るからこと  
いうことになるのかもしません。中  
態は最終的にはまたその責めは大蔵省  
に行くかもしれません、この実態を  
よくやはり塩崎さんですか、知つてく  
らわなければならぬと思いますが、そ  
の実態はどうですか。

○三治謙明員 今先生のおっしゃったのは、ちょっと勘違いしておられるのだと思いますが、私の方で病院の実際の診療の収入を一人当たりに直すと、そういうふうになつておるわけでございまして、決してその金額を健康保険の患者から取つているとか、一般の生活保護の患者から取つているということじゃございません。健康保険の患者は健康保険の支払い基金から受けておるだけのものしか受けておりませんし、それからそのほかのものは社会保険のものだけしか受けていないわけであります。一人当たりに患者の全部を直すとそろいふうになるというだけござります。今の具体的な健康保険の患者につきましては、私たちが調べてている限りにおいては、個人負担は一つも取つていなければござります。労災の患者においても、そのほかにおいても、労災病院においては一銭も個人負担は、社会保険以外の個人のものは別といたしまして、そういうようなものについては一人も取つていないはずでございます。従つてそういうふうな差額の問題は、結局私の方では、その不足額として、病院の経営委託費として二千七、八百万円出しておるわけでございますから、診療収入だけでもなかなかついているわけじゃないわけでございます。その点一つ誤解のないようにしていただきたいと思います。

うことです。そうしますと、もし入院料が六百三十円になるといふなら、計算では六百三十円にならない。なぜなら、飯を食わして一日二十七点ですら、飯を食わして三點加算するとして、三十七点にしかならない。そうしますと五百二十五円五十銭、だからこそ、こらあたり、健康保険で入院した場合に、飯も食わせ、看護婦もつけて、寝具も貸して、平均して六百三十円になるというならば、これは金を取つてゐる以外に平均なるはずはない。

○三治説明員 別に入院規程といふものはない、各病院では作つておるかもしませんが、私の方として特別に規定はしておりません。それで一般の健康保険患者については、健康保険法に基いて支払われるものを受け取つているだけございまして、そのほか特別な措置はしていませんのでございます。

○滝井委員 実はこれは私の疑いです。そこあたりが少し問題になるのです。どうしてかというと、労災病院といふものは普通の健康保険の治療はやらないのです。これは三治さん御存じの通り、労災病院といふものは単純においても、十一円五十銭といふ健康保険ならば、少くともそれから五十銭かかる一円高い単価で治療がやられてくる。従つて税法上の課税措置としては、私的医療機関においては、労災病院や健康保険法と同じようにいわゆる社会保険医療としての恩典には沿っていない。これはあの税法を作るときに、ずいぶんもめたのですから主税局はちゃんとわかつている。従つてあれければ自由診療の部門に入る。自由診療がない。やつておるところ、これはたとえば健康保険の形からいえば濃厚診療が多く行われる場所なんです。その濃厚診療の行われる場所に三六・八名の健康保険の患者が入つてゐる。しかも同じ病棟に枕を並べておるのである。そのほかに七・五%といふおそらく自由診療や生活保護だらうと思いますが、そういう者が入つておる。そうしますと、自由診療の患者は一体どういう全の取り方をするかといふことが問題になつてくる。そつするとこれは当然病院に規程があり、あなたの方で労災協会に全国的にこういう方法で取れとい

う指令がなければ、その病院が勝手にやつてよろしいということになれば、これはおそらく問題です。これは相当のものをとつておる、こう疑わざるを得なくなる。なぜならば、労災といふのは健康保険に準じてはいない。健康保険に準じておるならば税法上においては社会保険と同じ取扱いを受け、地方税は無税になるはずなんです。ところが同じ取扱いを受けていないのです。そこでここに問題が起つてくるだけです。

○三治説明員 こまかく各病院ごとに、全部が全部先生のおつしやるよる間に、十一円五十銭あるいは十二円五十五銭で一般の患者にやつてはいるといふ証はちょっとできかねますけれども、大半の病院が健康保険の患者またその他以外の患者についてもそれに準じて生じるようにしておるはずでございます。

○滝井委員 しておるはずでございますと、言ひけれども、労災はそうではなく、労災は健康保険の通りにやつていいのですよ。労災は健康保険の通りにはやつていいのです。やつておるならばもう私は問題にしません。それなりに聞いてごらんなさい、税務当局が一々よく知っていますよ。自由診療です。だから労災をうんと扱う医者は地方税が非常に多いのです。なぜならば、自由診療に見られてしまうのです。ここからあたりは次会に、労災病院の病院相談その他を一々出してもらつてやりたいと思います。なお厚生省の保険局の厚生団との関係もありますから、そちら程その他と一緒に論議をさしていただきます。

御存じのようにこの民法三十四条の公益法人に該当するものは、それぞれその所管の大蔵が認可をすることになつておつたと私は記憶をいたしてお

が、各地方々々の取扱いがまちまちでございまして、ある地方ではなかなか設立認可にならない、ある地方では簡単に設立認可される、従つてそこに課税の不公平が相当生じて問題になつたような事例が多いように聞いておりま

ものは厚生大臣であり、知事の認可を得たものは知事ではないかと思います。この点私手元に何も持つておりませんのでお答えいたしかねます。後日調べてお答えしたいと思います。

○滝井委員 そちらの論議がはつきりしてこないと次の論議が進まぬのです。あなたの御答弁で私も多分知事の

検討中でございます。ただ、大臣が勝手に指定して、当初非課税であつたと思っていたものが変るということは税法上の関係で、公益法人の実体には関係ないという考え方を持っておりまつす。すでに各種公益法人で課税になつておるもののはたくさんございますが、一方また非課税のものもございます。

○滝井委員 そらしますと、一番問題になるのは社団、財団、宗教、こういうところです。この法案を審議するに当つて、不幸なるかな労災協会というものが財團法人の中に入つておつた。従つて、線を引くときに、一つのものさしとして、厚生省所管の厚生団とか労災協会というものがやはり重要なボイ

て、多分医療保健事業は都道府県知事が認可をする、すなわち都道府県知事に認可権の委認をされておることは間違ひありませんね。

から大蔵省の方も三十四条は多分地主長官であつた。こういうことでござりますから、一応そういうことで論議を進めることとします。

つかまえて課税しよう——これは税法上の負担の公平という見地からきたわけでございまして、別途の目的を持つ公益法人それ自体を否定しようと

きりお尋ねしていただきたい。ただ私が聞いておりますのは、社会福祉法人につきましては厚生大臣の認可、民法上の三十四条関係は知事の認可といふふうに聞いております。

課税の対象にする、しかしその場合に大蔵大臣の指定したものと併せて、これらが持つておつた、これが公益法人だよといつて知事が認定したにもかかわらず、今度大蔵大臣が勝手にこしらは異議を

○滝井委員 医務局長さん、来て早々  
ではなはだ申しわけございませんが、  
民法三十四条の公益法人のうちの医療  
事業を行ひ法人の設立の認可権は知事  
にあると思っておつたのです。そして取  
り消しの権限は知事にはなくて厚生大臣  
にあつたようには記憶しておるの  
です。その点今論議をしておるんだが、  
どうも責任の帰趨が明確でない。問題  
はここから基準なんかが出て来ること  
になるので、それを御記憶になつてお  
れば伺いたい。

○小澤政府委員 実はお尋ねの点私も資料がございませんので実ははつきりお答えすることができません。確かに認可権は知事にございます。数府県にわたりますような公益法人であればそぞれぞれ主管省で認可いたしますが、おそらく取り消しも厚生大臣が認可した

お考えになつておるのでですか。  
○塙崎説明員　午前中にお答えを申し上げましたように、指定基準につきましては現在観察検討中でございます。医業を行なう各法人の数を調べておりますが、このうちからどういう基準で選び出すか、今

○塙崎説明員 医療を行います公益法人は、社團法人が五十五、財團法人が二百五十二、社会福祉法人が百三十八、学校法人が二十六、宗教法人が三十二、共済組合が十四、計五百十七、こういうふうになつております。

○塙崎説明員 かしこまりました。  
さつそく作りまして差し上げます。  
○亀山委員長代理 では、次回は明日  
午前十時より開会することいたしま  
して、本日はこれにて散会いたしま  
す。

引揚者給付金等支給法案  
（内閣提  
出）に関する報告書  
〔別冊附録に掲載〕

社会労働委員会議録第三十七号中正誤